

(趣旨)

第1条 この要綱は、競争入札により、市が発注する建設工事等の請負の契約締結に当たり、適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項の規定に基づき、契約申込価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる場合において、最低の価格で入札をした者を調査の上、落札者としないうきの手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 低入札価格調査

契約の相手側の申込価格が、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合に行う当該契約の履行可能性等の調査をいう。

(2) 直接工事費

工事目的物を造るために直接必要とする費用をいう。

(3) 共通仮設費

各工事種目に共通の仮設に要する費用をいい、共通仮設费率計上分及び共通仮設費積上分からなる。

(4) 共通仮設费率計上分

共通仮設費のうち、直接工事費に対する比率から算定するものをいう。

(5) 共通仮設費積上分

共通仮設費のうち、共通仮設费率計上分に含まれない内容を別途積み上げる費用をいう。

(6) 現場管理費

工事施工に当たり、工事現場を管理運営するために必要な費用をいう。

(7) 一般管理費

工事施工に当たる受注者の継続運営に必要な費用をいう。

(8) 機器単体費

空調機器、発電機など製作工場において機能や性能の確認等がなされ、施工現場等において加工等を必要としない機器を調達するのに要する費用をいう。

(9) 総合評価方式

地方自治法施行令第167条の10の2の規定（第167条の13により準用する場合を含む。）に基づき、価格その他の条件が市にとって最も有利となるものを落札者とする方式をいう。

(10) 評価値

前号に定める総合評価方式において、落札者を決定する際の判断とする数値で、入札価格と入札者の技術力等から算出する値をいう。

(対象工事)

第3条 この要綱の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、競争入札に付する工事で、次に掲げる工事とする。

- (1) 予定価格が1,000万円以上の建設工事
- (2) 解体工事
- (3) 総合評価方式により執行する建設工事
- (4) 入札執行者が特に調査が必要と判断したもの

(調査基準価格)

第4条 低入札価格調査を実施する基準は、その者の契約申込価格が次に掲げる額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。この場合の調査基準価格は、次の各号に掲げる区分に応じ、低入札調査基準価格設定書により算出した当該各号に定める額とする。

- (1) 土木系工事（土木等一般工事、土木系機械設備工事及び土木系電気設備工事）

「直接工事費の10分の10＋共通仮設費の10分の10＋現場管理費の10分の9＋一般管理費の10分の7.5」（各費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）から千円未満を切り捨てた価格とする。

- (2) 営繕系工事（建築工事、営繕系機械設備工事、営繕系電気設備工事及び解体工事）

「直接工事費の10分の10＋共通仮設費の10分の10＋現場管理費の10分の9＋一般管理費の10分の7.5」（各費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）を合計）から千円未満を切り捨てた価格とする。

- (3) 前号の工事において直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。この場合において、現場管理費相当額は、次によるものとする。

ア イを除く工事

直接工事費に10分の1を乗じた額（小数点以下切捨て）

イ 工事のうち昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事

直接工事費に10分の2を乗じた額（小数点以下切捨て）

（判断基準額）

第5条 調査基準価格から調査基準価格の2パーセントを差し引いた額を判断基準額とし、判断基準額を下回る入札は、当該契約の内容に適合した履行がされないもの、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すものとみなし、不落札とし、次条の調査の対象としない。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事（以下「機械設備等」という。）及び解体工事については、当分の間、この判断基準額は適用しないものとする。

（1） 土木系機械設備工事

（2） 土木系電気設備工事

（3） 営繕系機械設備工事のうち直接工事費に占める機器単体費の割合が10分の3以上の工事

（4） 営繕系電気設備工事のうち直接工事費に占める機器単体費の割合が10分の3以上の工事

（5） 第3条第4号の規定により入札執行者が特に調査対象とした工事

（調査対象となる入札）

第6条 調査対象は、対象工事の競争入札において、調査基準価格を下回った入札及び第3条第4号により、入札執行者が特に必要と判断した入札とする。

（入札の保留）

第7条 入札執行者は、執行した入札を調査対象とした場合は、直ちに執行を打ち切り、保留を宣言し、落札者は後日決定して公表する旨を告げて入札を終了する。

（調査の内容）

第8条 入札執行者は、調査対象となる入札について、入札価格の内訳書により、次の各号に掲げる区分に応じて、調査対象となる入札を行った者の入札価格の低い者から順次調査し、速やかに落札者を決定し、又は意見書を作成するものとする。

（1） 土木一般工事及び解体工事を除く営繕系工事（以下「土木建築工事等」という。）については、入札価格の内訳書の詳細を低入札価格調査表に整理して、次に掲げる数値的判断基準により審査し、全ての基準を満たす場合は、落札者として決定する。

ア 予定価格が、1,000万円以上の土木建築工事等については、別表で定める工種ごとの金額は、設計金額の50パーセント以上であること。ただし、その設計金額が100万円未満のものは除く。

- イ (直接工事費＋共通仮設費) は設計金額の80パーセント以上であること。
 - ウ (現場管理費＋一般管理費) は、設計金額の45パーセント以上であること。
 - エ 共通仮設費率計上分は、設計金額の50パーセント以上であること。
 - オ 共通仮設費積上分は、設計金額の50パーセント以上であること。
- (2) 前号アの審査により、設計金額の50パーセント未満の工種があり、落札者を決定できないときは、次に掲げる判断基準により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて、意見書を作成する。
- ア 調査に協力的であること。
 - イ 見積り等に基づき適正に積算されていること。
- (3) 機械設備等の場合は、低入札価格調査表の調査項目を整理して、次に掲げる判断基準により審査し、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて意見書を作成する。
- ア 調査に協力的であること。
 - イ 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
 - ウ 工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。
- (4) 解体工事の場合は、入札価格の内訳書の詳細を低入札価格調査表に整理して、次のア及びイに掲げる数値的判断基準を全て満たし、かつ、次のウからオまでに掲げる判断基準により審査し、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて意見書を作成する。
- ア (直接工事費＋共通仮設費) は、設計金額の75パーセント以上であること。
 - イ (現場管理費＋一般管理費) は、設計金額の45パーセント以上であること。
 - ウ 調査に協力的であること。
 - エ 企業努力による適正な見積りに基づく公正な価格競争の結果であること。
 - オ 工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるおそれがないこと。

(調査結果)

第9条 入札執行者は、前条第2号、第3号又は第4号により意見書を作成したときは、次の各号により周南市契約等審査会規程（平成15年周南市規程第22号）に規定する審査会に諮るものとする。

- (1) 土木建築工事等は、低入札価格調査表その他参考資料
- (2) 機械設備等は、低入札価格調査表その他参考資料
- (3) 解体工事は、低入札価格調査表その他参考資料

2 入札執行者は、前項により審査会に諮った結果、審査会が落札者と認めるときは当該応札者を落札者と決定し、不落札者と認めるときは次に安価な応札者について、前条各号に掲げる調査を行うものとする。

(調査結果の通知)

第10条 入札執行者は、調査を完了したとき（審査会に諮った場合は、審査を完了したとき）は、調査を受けた者に対し、その調査結果を速やかに通知するものとする。

(調査結果の公表)

第11条 調査の結果は、速やかに公表するものとする。

(総合評価方式による入札における取扱い)

第12条 総合評価方式による入札において低入札価格調査を実施する場合の本要綱の規定の適用については、第8条中「最低価格の応札者」を「基準価格を下回る入札を行った者のうち、評価値の最も高いもの」と読み替える。

(その他)

第13条 この要綱の運用に関する詳細事項については、要領で定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日）

この要綱は、平成21年1月1日から施行し、改正後の周南市低入札価格に関する事務取扱要綱の規定は、同日以降に行う入札公告又は指名通知に係るものから適用する。

附 則（平成21年11月1日）

この要綱は、平成21年11月1日から施行し、改正後の周南市低入札価格に関する事務取扱要綱の規定は、同日以降に行う入札公告又は指名通知に係るものから適用する。

附 則（平成23年6月30日）

この要綱は、平成23年9月1日から施行し、改正後の周南市低入札価格に関する事務取扱要綱の規定は、同日以降に行う入札公告又は指名通知に係る工事から適用する。

附 則（平成24年3月31日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年 8 月29日）

この要綱は、平成25年 1 月 1 日から施行し、改正後の周南市低入札価格に関する事務取扱要綱の規定は、同日以降に行う入札公告又は指名通知に係る工事から適用する。

附 則（平成26年 5 月15日要綱第58号）

この要綱は、平成26年 6 月 1 日から施行し、改正後の周南市低入札価格に関する事務取扱要綱の規定は、同日以後に行う入札公告又は指名通知に係る工事から適用する。

附 則（平成27年 2 月27日要綱第17号）

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行し、改正後の周南市低入札価格に関する事務取扱要綱の規定は、同日以後に行う入札公告又は指名通知に係る工事から適用する。

附 則（平成27年10月23日要綱第114号）

この要綱は、平成27年10月26日から施行し、改正後の周南市低入札価格に関する事務取扱要綱の規定は、同日以後に行う入札公告又は指名通知に係る工事から適用する。

附 則（平成30年 3 月19日要綱第15号）

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月19日要綱第71号）

この要綱は、令和 4 年 5 月 1 日から施行し、改正後の周南市低入札価格に関する事務取扱要綱の規定は、同日以後に行う入札公告又は指名通知に係る工事から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行し、改正後の周南市低入札価格に関する事務取扱要綱の規定は、同日以後に行う入札公告又は指名通知に係る工事から適用する。

別表（第 8 条関係）

	工種
土木系工事	国土交通省監修の新土木工事積算大系の工事工種体系における「工種(レベル 2)」
営繕系工事	国土交通省監修の公共建築工事内訳書標準書式の内訳書構成における科目別内訳書の「科目」